

京都市告示第 301 号

計量法第21条第1項の規定に基づき、ひょう量500キログラム以下の質量計について、次のとおり定期検査を行います。

平成19年11月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 定期検査を行う区域

左京区, 中京区, 山科区, 下京区, 南区及び西京区

2 定期検査の実施の期日

平成20年1月4日から平成20年12月26日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。

3 定期検査の実施場所

市長が指定する場所

(計量検査所)